

現 行	改 正 後
<p>3-2-6 取立て行為の規制</p> <p>法第21条第1項（法第24条第2項（法第24条の6において準用する場合を含む。）、法第24条の2第2項（法第24条の6において準用する場合を含む。）、法第24条の3第2項（法第24条の6において準用する場合を含む。）、法第24条の4第2項（法第24条の6において準用する場合を含む。）及び法第24条の5第2項（法第24条の6において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下3-2-6において同じ。）の規定に係る監督に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>(1) 法第21条第1項の「威迫」に該当するかどうかは、個別の事実関係に即して判断する必要があるが、例えば、貸金業を営む者又は債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者等が、債務者、保証人等に対し次のような言動を行う場合、「威迫」に該当するおそれ大きいことに留意する必要がある。</p> <p>① 暴力的な態度をとること。</p> <p>② 大声をあげたり、乱暴な言葉を使ったりすること。</p> <p>③ 多人数で債務者、保証人等の居宅等に押し掛けること。</p> <p>（新 設）</p> <p>(2)～(6) （略）</p> <p>（新 設）</p>	<p>④ <u>保険金による債務の弁済を強要又は示唆するような言動を行うこと。</u></p> <p>3-2-10 <u>出資法第5条第7項について</u></p> <p><u>出資法第5条第7項の規定により利息とみなされるものは、名目の如何を問わず、「金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭」であることから、契約の締結及び債務の弁済の費用である収入印紙代や振込手数料等も含まれることはもちろんであるが、保証会社に支払われる保証料や司法書士又は公証人に支払われる書類作成費用等を貸金業者が代理受領した場合には、右金銭も出資法第5条第7項の「みなし利息」に含まれるので留意すること。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>3-2-10 日賦貸金業者の監督 (以下略)</p> <p>3-6 貸金業協会に対する監督、信用情報機関 協会に対する法第4章の規定に係る監督及び法第30条第1項の規定に基づく協会が行う信用情報に関する機関の設置又は指定に関する監督に当たっては、資金需要者等の保護の観点から、地方自治法第24条の4の規定に基づき、各都道府県知事に対して、その事務の運営について、以下のとおり助言、勧告を行っているので、参考とされたい。 また、信用情報機関の会員による信用情報の取扱いに当たっては、下記二2に掲げる事項に留意されたい。</p> <p>一 貸金業協会に対する監督 貸金業協会に対する法第4章の規定に係る監督に当たっては、資金需要者等の保護の観点から、次に掲げる事項に留意されたい。</p> <p>1 業務に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第21条第1項(法第24条第2項(法第24条の6において準用する場合を含む。))、法第24条の2第2項(法第24条の6において準用する場合を含む。))、法第24条の3第2項(法第24条の6において準用する場合を含む。))、法第24条の4第2項(法第24条の6において準用する場合を含む。))及び法第24条の5第2項(法第24条の6において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下(2)において同じ。)及び下記の留意事項の趣旨に沿って、取立て行為の自主規制基準を作成しているか。</p> <p>イ 法第21条第1項の「威迫」に該当するかどうかは、個別の事実関係に即して判断する必要があるが、例えば、貸金業を営む者又は債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者等が、債務者、保証人等に対し次のような言動を行う</p>	<p>3-2-11 日賦貸金業者の監督 (以下略)</p>

現 行	改 正 後
<p>場合、「威迫」に該当するおそれ大きいことに留意する必要がある。</p> <p>① 暴力的な態度をとること。 ② 大声をあげたり、乱暴な言葉を使ったりすること。 ③ 多人数で債務者、保証人等の居宅等に押し掛けること。 (新 設)</p> <p>□～へ (略)</p>	<p>④ <u>保険金による債務の弁済を強要又は示唆するような言動を行うこと。</u></p>